

# 定 款

令和 2 年 8 月 20 日（改定）

一般社団法人神奈川県木造住宅協会

# 一般社団法人神奈川県木造住宅協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県木造住宅協会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を神奈川県大和市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、地域工務店（住宅の新築及び既存住宅流通・リフォーム、並びに建築物の建設及びリノベーション等を行う中小建築事業者をいう。）と賛助会員として構成される団体で、業務、技術、人材、品質、情報等の面から会員をサポートし、持続的且つ、健全な発展を図り、地域の良好な住生活環境の整備及び地域資源・地域財産の活用に貢献することを目的とする。また、その目的に資するため次の事業を行う。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行なう。

- ① 地域工務店の業務支援に関する事業
- ② 地域工務店の技術支援に関する事業
- ③ 地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業
- ④ 地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業
- ⑤ 地域工務店の業務に関する研修・講習に関する事業
- ⑥ 損害保険の代理業務に関する事業
- ⑦ 特定住宅瑕疵担保責任保険の履行の確保等に関する法律、その他の法律により住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の促進に関する事業
- ⑧ 会員の状況把握のために行う調査に係わる事業
- ⑨ 特定既存住宅の流通市場に関連する事業
- ⑩ 前各号に掲げる事業に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

## 第2章 会員（社員）

### （社員）

第6条 当法人の会員は、次の二種とし正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする

① 正会員

当法人の目的に賛同し、建設業法の許可を受けた住宅の建築工事業を営む法人並びに個人事業者

② 賛助会員（賛助A会員）

当法人の目的、事業に賛同し、住宅建築に関する技術開発の円滑化及び発展を目的とし、特定の者の利益を目的としない木材・建材流通事業者等の法人または個人

賛助会員（賛助B会員）

当法人の目的、事業に賛同し、住宅建築に関する技術開発の円滑化及び発展を目的とし、特定の者の利益を目的としない木材・建材メーカー等の法人または個人

③ 設計事務所会員

当法人の目的に賛同し、建設業法の許可を受けた住宅の建築設計業を営む法人並びに個人事業者

④ 不動産事業者会員

当法人の目的に賛同し、宅地建物取引業免許を有する法人並びに個人事業者

### （入会）

第7条 当法人の会員になろうとする者は、会費を添えて所定の入会申込書を会長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 会員になろうとする者が法人であるときは、当法人に対し権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）1名をあらかじめ届け出なければならない。

### （会費）

第8条 会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、会員のいかなる理由においてもこれを返還しない。

### （会員の権利及び義務）

第9条 会員の権利及び義務は次のとおりとする。

- ① 会員は当法人の事業に参加するとともに、社員総会に出席し、当法人の事業に意見を述べることができる。
- ② 会員は、当法人の定款及び社員総会の議決を遵守しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号に該当する場合にはその資格を喪失し、当法人から退会する。

- ① 退会の申し出があったとき
- ② 会費の支払期日より3か月経過後、入金なき場合は退会とする
- ③ 第6条に掲げる社員たる資格の喪失
- ④ 死亡又は解散
- ⑤ 除名

2 前項第1号の申し出は、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第12条 当法人は、会員が次の各号の一に該当する時は、特別決議（総社員の半数以上で、且つ総社員の議決権の3分の2以上）の議決を経て当該社員を除名することができる。

- ① 当法人の定款又は社員総会の議決に反する行為をしたとき
- ② 当法人の事業を妨げ、当法人の名誉を損ない又は目的に反する行為をしたとき

(届出)

第13条 社員は、その名称若しくは住所、社員代表者又は定款に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を書面で届け出なければならない。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に定時社員総会を開催し、必要に応じて、臨時社員総会を開催するものとする。

(招集)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い招集する。
- 3 社員総会を開催するには、会日より7日前に、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ社員総会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従いこれに変わるものとする。

(決議)

第17条 社員総会の議事は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。

(社員総会の書面表決等)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議決権)

第19条 社員は、社員総会において各一個の議決権を有する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(理事の員数)

第21条 当法人の理事は10名以内とする。

(理事の選任)

第22条 当法人の理事は、当法人の社員または社員代表者の中から社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することができる。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任理事の残存期間とする。

3 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、第21条に定める定数を欠く場合においては、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(代表理事等)

- 第24条 当法人には会長1名を置き、会長は一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、当法人業務を統括する。
- 2 代表理事は理事の互選により選定する。
  - 3 会長の委属により、必要に応じて専務理事を置くことができる。

(解任)

- 第25条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の特別決議に基づいて解任することができる。この場合は、当該役員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
- ①心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第26条 役員は無給とする。ただし、常任の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には当法人の会務執行のための費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

- 第27条 当法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は当法人に功労のあった者等のうちから、社員総会の承認を得て会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、当法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。
  - 4 相談役は、当法人の業務の処理について会長の諮問に応ずる。
  - 5 顧問及び相談役の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第5章 事業と会計

(事業年度)

- 第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第29条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事の3分の2以上の同意を経て成立するものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第30条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事の過半数の同意を得て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及びこれに伴う決算に関する書類は、毎事業年度終了後、会長が作成し、社員総会の議決を経て承認されたものとする。

2 当法人は、前項の社員総会終結後遅滞なく、法令の定めるところに従い、貸借対照表を公告する。

(長期借入金)

第32条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(余剰金の分配の禁止)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理)

第34条 当法人の財産は、会長のもとで事務局がその管理を行う。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会において特別決議を経なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 当法人は、社員総会の特別決議をもって解散することができる。

2 解散に伴う残余財産の処分は、社員総会の議決を経て、当法人と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第7章 基金

### (基金)

- 第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。
  - 3 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の議決を経ることとするほか、返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を、理事の過半数の決定に従い返還する。

## 第8章 事務局

### (事務局)

- 第38条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第9章 雑則

### (委任)

- 第39条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関して必要な事項は、社員総会の議決を経て会長が別に決める。
- 第40条 この定款に規定のない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

### 【附則】定款変更履歴

平成30年4月16日 施行

令和元年5月29日 一部改定（第3条目的及び第4条事業の変更、追記）

令和2年8月20日 一部改定（第6条の賛助会員の追記）